

## 高度医療評価制度・先進医療診療実施数

### 項目の解説

高度医療評価制度・先進医療診療とは、新しい治療法や検査法が研究・開発され、その効果が認められて保険適用になるまでの間、医療保険と併用が認められる診療です。これらは厚生労働省の認可であり、十分な実績と計画を必要とします。

保険診療の枠内での医療だけでなく、高度な医療へ積極的に取り組み、高い技術を持つ医療スタッフと十分な設備が整っていること、すなわち保険診療の枠組みを超える、大学病院の先進的な診療能力を表す指標です。実施数のみならず、高度医療評価制度あるいは先進医療診療として認可された件数も重要です。

### 当院の値(単位・調査期間)

21年度	81 件 (年間)
20年度	42 件 (年間)
19年度	37 件 (年間)

### 算式

実施数

### 定義

実施数  
一連のものについては一連の診療をもって一件とします。